

後期高齢者医療制度の障がい認定をご存知ですか？

一定の障がいがある人は65歳から後期高齢者医療制度に加入できます

- 65～74歳までの一定の障がいがある人は、後期高齢者医療制度に加入できます。
- 後期高齢者医療に加入するかしないかは本人の選択になります。
- 障がい認定後、74歳までであれば後期高齢者医療制度加入後、ご本人の申請により、撤回することができます。この場合、国民健康保険、健康保険組合などに加入することになります。
- さまざまなケースがありますので、個別にご相談ください。

※一定の障がいとは…

- 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの人
- 身体障害者手帳4級をお持ちの人で、次のいずれかに該当される人
 - ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害
 - ・両下肢のすべての指を欠くもの
 - ・1下肢を下肢の2分の1以上で欠くもの
 - ・1下肢の機能の著しい障害
- 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの人
- 療育手帳A1・A2をお持ちの人
- 障害基礎年金1級・2級の国民年金証書をお持ちの人 他

65～74歳の人が広域連合の障害認定を受ける際の手続きについて

- 申請受付は市町村で行いますので、担当窓口に次のものをご持参のうえ、手続されてください。



- ・印鑑
- ・障害の程度が確認できる書類（障害者手帳など）
- ・本人確認証明（運転免許証など本人と確認できるもの）

※なお、代理申請をされる場合は代理人の印鑑、本人確認証明も必要となります。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民係 ☎0968・34・3111（内線752）

10月3日(月)からパスポートの申請・受取窓口が和水町役場(本庁)税務住民課になります。

取扱日・時間 平日午前9時～午後4時30分（旅券の交付については午後5時まで）

対象者 和水町に住所を有する人、または、居所がある人

申請から交付までの所要日数 2週間程度

申請に必要なもの

- 一般旅券発給申請書 税務住民課窓口にあります。
- 戸籍謄本または戸籍抄本 ※発行から6ヶ月以内のもの
町外に本籍がある人は、事前に本籍地から取得してください。
- 住民票 ※和水町に住民登録がある場合は不要です。
- 写真(1枚) ※発行から6ヶ月以内のもの
- 本人確認のための書類
 - ①1つの掲示でよいもの 運転免許証、写真付き住基カード、写真付き身体障害者手帳など
 - ②2つの掲示が必要なもの

A 健康保険証、介護保険証、年金手帳(証書)、印鑑登録証明書と実印(印鑑登録カードでは不可)など

B 写真貼付の身分証明書(学生証・社員証)、在学証明書、失効した旅券(失効後6ヶ月を経過したもの)、乳幼児医療受給資格者証、母子手帳(就学前)など

〈2つ掲示する場合の例〉

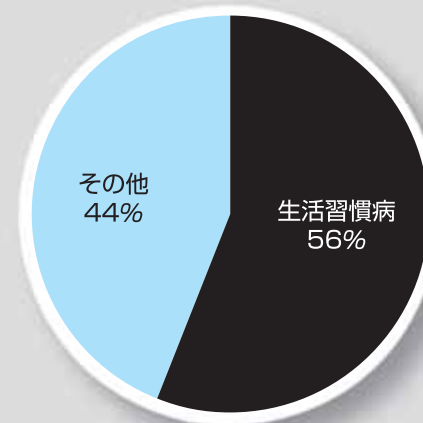
●A+A 健康保険証+年金手帳など ●A+B 健康保険証+失効した旅券など

注意事項 代理人が申請する場合は、申請者本人と代理人それぞれの本人確認書類が必要です。受け取りは必ず本人が来庁してください。（乳幼児の場合も必ずお連れください。）

問い合わせ先 本庁 税務住民課 戸籍住民係 ☎0968・86・5723

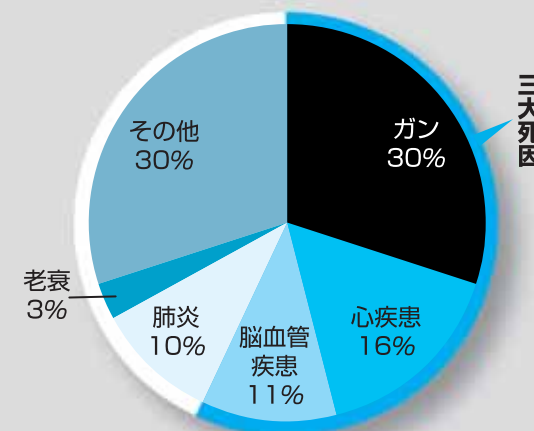
健診結果から始める生活習慣改善のすすめ

診療報酬明細書に占める生活習慣病



和水町国保 平成22年5月診療分 費用額

日本人の死因



厚生労働省 平成21年 人口動態統計

最近、生活習慣病が増えています

最近の日本人の傾向として、ガン、心疾患および脳血管疾患の危険因子となる高血圧、高血糖、高脂血症、高尿酸血症および糖尿病などの生活習慣病になる人が増えています。

和水町における平成22年5月診療分の診療報酬明細書を分析してみると、生活習慣病は、費用額でなんと全体の半数以上を占めています。

ガン、心疾患及び脳血管疾患にならないために

食生活の欧米化、運動不足、ストレスなどが積み重なり発症した生活習慣病は、日本人の三大死因であるガン、心疾患および脳血管疾患を引き起こしやすいと言われていますが、運動、食事、飲酒、喫煙などの生活習慣を改善することで発症リスクを下げることができます。

私たちは、病気になってはじめて健康のありがたさに気づいたり、わかっているけどなかなか生活習慣を改められなかったりしますが、自分にできることから、少しでも病気になるリスクを下げる、または、重症化を予防する努力をしていきましょう。生活習慣病は、自覚症状が少ないために、気づかないまま進行してしまいます。定期健診で早期発見を。

健診結果がわかった『今』が、生活習慣改善のチャンスです

